

新座市

浄化槽設置費補助金交付事業

—平成21年4月1日改訂—

新座市市民環境部環境対策課

電話：048-477-1111（代表）

1 補助対象となるための条件

- ① 浄化槽の設置予定場所が、公共下水道供用開始区域及び下水道法第4条第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域外の地域であること。

下水道法第4条第1項抜粋

公共下水道を管理する者は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

- ② 建築物が専用住宅（住居を目的とした住宅。ただし、小規模小売店舗等を併設した住宅で、住居部分の床面積が2分の1以上のものを含む。）であること。
- ③ 建売等の販売を目的とする建物ではないこと（建築確認通知書に記載された建築主（申請者名）自身が居住又は所有していること。）。
- ④ 建物が建築申請の確認を受けていること。ただし、建築行為を伴わないで浄化槽を設置する場合には、浄化槽設置届書（浄化槽法第5条）を市に提出すること。
- ⑤ 当該敷地において初めて専用住宅を建築する者が浄化槽を設置する場合及び浄化槽の入替えを行う場合でないこと。
- ⑥ 市税を滞納していないこと。
- ⑦ 処理水の放流先として他人の私管に接続（使用）する場合は、私管の所有者の承諾を受けていること。
- ⑧ 浄化槽設置工事の着工日の2週間前又は当該年度の12月28日のいずれか早い日までに申請書を提出すること。
- ⑨ 浄化槽の設置工事が当該年度内に完了すること。

2 補助対象となる浄化槽

- ① 浄化槽法第4条第2項の規定による構造基準に適合していること。

浄化槽法第4条第2項

浄化槽の構造基準に関しては、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例で定めるところによる。

- ② BOD（生物化学的酸素要求量）除去率90%以上、放流水のBODが20mg/l以下となる機能を有していること。
- ③ 処理対象人員が10人以下であること。
- ④ 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知（平成4年10月30日衛浄第34号）に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」に適合するものであること。

3 補助金額

補助金の額は、浄化槽の設置形態及び人槽に応じて、次の表に定める額又は浄化槽設置工事に要した費用のうち、いずれか少ない方の額とします。

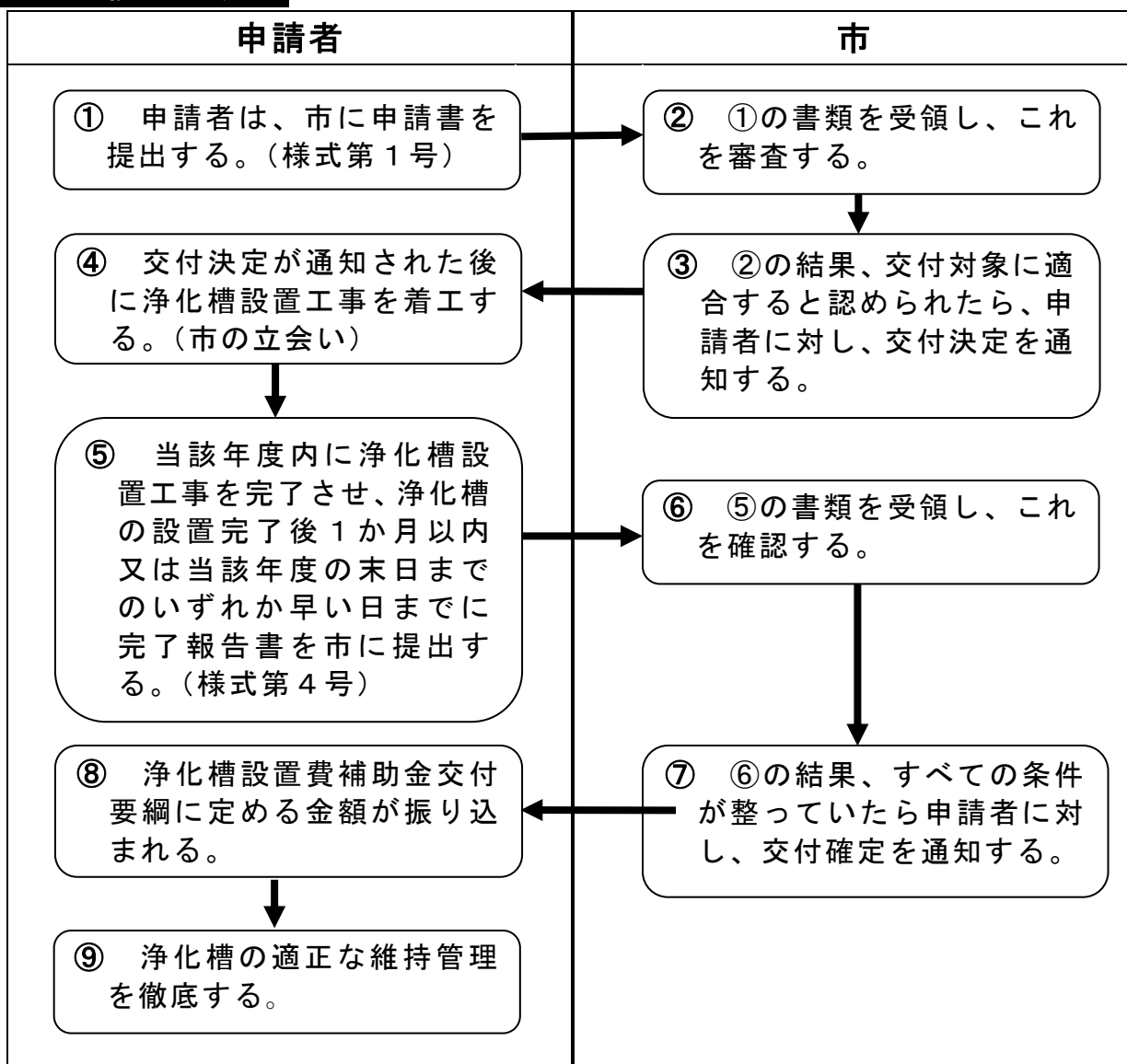
単独処理浄化槽又はくみ取便槽から浄化槽に転換する場合

人 槽	補助金額
5人槽	332,000円
6人槽及び7人槽	414,000円
8人槽から10人槽まで	548,000円

建替えに伴って単独処理浄化槽又はくみ取便槽から浄化槽に転換する場合

人 槽	補助金額
5人槽から10人槽まで	120,000円

4 手続きの流れ



5 申請方法

「新座市浄化槽設置費補助金交付申請書」（様式第1号）に必要事項を記入の上、以下の添付書類と併せて市役所環境対策課に提出してください。

添付書類

- ① **建築確認通知書又は浄化槽設置届出書の写し**
 - 新築又は改築に伴い浄化槽を設置するなど、建築確認を要する工事の場合は「建築確認通知書」
既存の住宅における単独処理浄化槽又はくみ取便槽から浄化槽に転換する場合は「浄化槽設置届出書」
- ② **設置場所の案内図及び配置図**
 - 浄化槽の設置場所を含む周辺の「住宅地図」及び敷地内における浄化槽の場所が分かる「家屋平面図」
- ③ **浄化槽の構造図**
 - 浄化槽メーカーが所有する「型式適合認定書別添仕様書及び図面」（浄化槽の上面、側面及び前面から見た断面図並びに人槽等が明記されているもの）
- ④ **浄化槽に関する調書の写し**
 - 市建築指導課又はその他検査機関に提出した「尿尿浄化槽に関する調書（合併処理）」の写し
- ⑤ **専用住宅の賃貸人の承諾書**
 - 専用住宅を借りている者が浄化槽を設置する場合は、賃貸人が浄化槽の設置を許可する内容の「承諾書」（様式は任意）
- ⑥ **登録浄化槽管理票（C票）**
 - 設置する浄化槽が全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会にて登録されていることを示す「登録浄化槽管理票」のうち、補助申請書添付用であるC票
- ⑦ **浄化槽設置工事費内訳**
 - 浄化槽を設置するために要する「工事費の内訳書」
- ⑧ **浄化槽設置工事工程表**
 - 浄化槽設置工事の進行状況を確認できる「工事工程表」
- ⑨ **その他市長が必要と認める書類**
 - (1) **納税証明書**
 - 市県民税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税の納税が証明されているもので、当該年度を含む直近の3年分
 - (2) **私管の所有者の承諾書**
 - 放流先として他人の私管に接続（使用）する場合は、私管の所有者の承諾書（様式は任意）

6 事業の変更又は中止の届出

補助事業が予定期間内に完了しないなど、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ「新座市浄化槽設置変更等承認申請書」（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けてください。

7 工事完了の報告

浄化槽の設置完了後1か月以内又は当該年度の末日までのいずれか早い日までに、「新座市浄化槽設置完了報告書」（様式第4号）に必要な書類を添えて市役所環境対策課に提出してください。

① 工事費領収書の写し

→ 浄化槽設置業者から申請者に渡された「工事費領収書」の写し

② 工事施工時の状況写真

→ 工事の施工状況を証明できる写真

着工前、工事中（掘削・配筋・据付・埋戻し等）、竣工後の写真

③ 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との委託契約書の写し

→ 浄化槽設置者が浄化槽の保守点検及び清掃を業者に委託した「契約書」の写し

④ 浄化槽法第7条に定める検査依頼書の払込票兼受領証の写し

→ 7条検査に係る社団法人埼玉県環境検査研究協会への払込受領証で、郵便局の受領印があるもの

⑤ その他市長が必要と認める書類

→ 浄化槽設置工事の際に立ち会った浄化槽設備士の浄化槽設備士免状の写し

→ 浄化槽法第11条に定める検査を毎年受ける旨の誓約書

8 その他注意点

① 申請者多数のために申請額の合計が予算の範囲を超えたときは、申請を締め切る場合があります。

② 浄化槽設置工事前の状態を確認するため、必ず交付決定を受けてから着工してください。

③ 補助対象者が、次のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金については、その全部又は一部を返還していただく場合があります。

(1) 虚偽その他不正な手段により交付決定を受けたとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 補助金の交付の条件に違反したとき

(第10条関係)

平成 年 月 日

(提出先) 新座市長

浄化槽管理者 氏 名
住 所
電話番号

浄化槽法第11条に規定する法定検査に関する誓約書

私は、新座市から補助金の交付を受けた浄化槽について、保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているかを確認するため、毎年一回浄化槽法第11条に定める検査を受けることを誓約します。